

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 6月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第101号

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 8年名古屋市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 3号様式（裏）、第 6号様式、第13号様式（裏）、第13号様式の 2（裏）、第14号様式（裏）、第16号様式、第17号様式（裏）、第21号様式（裏）、第22号様式（裏）及び第27号様式中「署名」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている診断書、届等は、この規則による改正後の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）

の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。